

# 平成30年度 公民館ふるまい推進事業 実施要綱

## 1. 事業の目的

子どもとその保護者、さらにすべての世代へのふるまいの向上・定着を図るために、学校・家庭・地域が連携した取り組みを実施する公民館を支援する。

## 2. 事業の内容

### (1) 対象

島根県内の公民館（コミュニティセンター、交流センター、まちづくりセンター等を含む）

### (2) 公民館等における事業の実施

① 次のいずれかの要件に該当する事業を実施する。

ア 保護者を対象とした、ふるまいの向上・定着を図る活動

イ 子どもと親世代が、地域住民等と関わりながら、ふるまいの向上・定着を図る活動

ウ 家庭や地域におけるふるまいの向上・定着を図る活動

② 事業実施の期間

採択日～平成31年2月22日（金）

③ 事業実施にあたっての留意点

ア 規範意識、コミュニケーション力、基本的な生活習慣の向上・確立等につながる活動に取り組む。

イ 地域住民のふるまいの意識が高まり、地域全体に広がるように取り組む。

ウ 副次的に「ふるまい」が身につくような取組ではなく、活動の目的がふるまいの向上に資するものとする。

エ 市町村は公民館等が事業を実施するにあたって、必要な支援を行う。

## 3. 事業実施公民館の選定方針

(1) 選定件数 20館程度

(2) 選定方法 提出された事業計画書及び収支予算書による審査

(3) 選定するにあたっての評価項目

① ふるまいの定着に関わる内容であり、規範意識、コミュニケーション力、基本的な生活行動、生活習慣の向上・確立等につながる活動になっているか。

② 子ども・若い親世代・地域の人を取り込み、より多くの人との関わりの中で活動を展開する取組となっているか。

③ 家庭や地域においてふるまいの向上・定着が図られるようなアピール性を持ち、波及効果が期待できるか。

(4) 選定結果の通知 平成30年5月下旬を目途に全ての申請館に選定結果を通知する。

## 4. 事業に係る助成金の交付

(1) 事業実施公民館あたりの助成金額は、5万円を上限とする。（申請金額どおりとは限らない）

(2) 本事業の助成金に加え、自主財源を合わせた事業実施も可能とする。

(3) 助成金の対象経費

① 対象経費は、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料とする。

② 対象経費として認められないものとして、食糧費（市町村が認める会議費以外のもの）、交際費に該当する経費、活動に参加する人の保険料や材料費、使用料等の実費相当分とする。

## 5. スケジュール

- |               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 実施計画書等の提出 | 平成30年5月8日締切                 |
| (2) 選定結果の発表   | 平成30年5月下旬                   |
| (3) 事業着手      | 決定通知以後                      |
| (4) 実施報告書等の提出 |                             |
| ①公民館          | 事業終了後30日以内もしくは2月28日のいずれか早い日 |
| ②市町村          | 平成31年3月8日締切                 |

## 6. 事業の申込

- (1) 公民館等が本事業の助成を受けようとするときは、事業計画書（様式1）及び収支予算書（様式2）を市町村担当課に提出する。
- (2) 市町村担当課は、公民館等から提出された事業計画書等をまとめ、助成金交付申請書（様式3）に添付して島根県公民館連絡協議会（以下、本協議会とする。）に提出する。

## 7. 事業の報告

- (1) 助成金の交付を受けた事業実施公民館は、事業が終了した日から30日以内もしくは2月28日のいずれか早い日までに、事業報告書（様式4）及び収支決算書（様式5）と関係書類を市町村に提出する。
- (2) 市町村は、提出された事業報告書等をまとめ、実施報告書（様式6）に添付して3月8日までに本協議会に提出する。

## 8. 申込み・問い合わせ先

島根県公民館連絡協議会事務局

担当：森脇

〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁社会教育課内

TEL：0852-22-5428 FAX：0852-22-6218

E-mail:moriwaki-atsushi@edu.pref.shimane.jp